

平成 31 年猿払村告示第 19 号

平成 31 年度最北の村さるふつ移住体験ツアー業務委託に関して、企画提案を公募し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）を実施する。

平成 31 年 4 月 10 日

平成 31 年度最北の村さるふつ移住体験ツアー業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、平成 31 年度最北の村さるふつ移住体験ツアー業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべきものを選定するにあたり、企画提案を募り、当該業務に最も適した企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 公募型プロポーザル概要

- 1) 名称：平成 31 年度最北の村さるふつ移住体験ツアー業務委託公募型プロポーザル
- 2) 本村への移住を促進するため、都市圏在住の方を対象にした移住体験ツアーを開催し、村の産業、歴史、文化等を肌で感じていただき移住へ向けての動機づけを図る。
- 2) 参加資格：4. 参加資格要件のとおり
- 3) 公募型プロポーザル方式
- 4) 審査概要：企画提案書を基に審査を行う。
- 5) スケジュール

4 月 10 日	プロポーザル実施要領等の公表
4 月 24 日	参加申込書の提出期限
4 月 26 日	参加資格の有無を通知
4 月 26 日	質疑の受付開始（5 月 8 日期限）
5 月 10 日	質疑への回答を通知
5 月 15 日	企画提案書の提出期限
5 月下旬	審査委員会の審査により受託予定者決定
5 月下旬	審査結果通知
5 月下旬	受託予定者と契約及び仕様詳細について協議のうえ契約締結

3. 業務委託の概要

- 1) 業 務 名：平成 31 年度最北の村さるふつ移住体験ツアー業務委託
- 2) 業 務 内 容：平成 31 年度最北の村さるふつ移住体験ツアー業務委託仕様書のとおりとする。※ただし、仕様書は企画提案内容等に応じて一部変更する場合がある。
- 3) 契 約 期 間：契約の日から平成 31 年 9 月 30 日
- 4) 委 託 上 限 額：4,320,000 円（消費税及び地方消費税含む）

4. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる事業者は、次に掲げる条件を全て満たす事業者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない事業者とする。
- 2) 企画提案書の提出期限において、猿払村競争入札等参加資格関係事務処理要綱に定める指名停止を受けていない事業者であること。
- 3) 国税・地方税の未納がない事業者であること。
- 4) 本業務の受託に必要な業務体制を備えていること。
- 5) 本村で行う打合せ等に出席でき、緊密な連絡調整が可能であること。

5. 応募者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 1) 4. 参加資格要件を満たしてない事業者が参加申込した場合。
- 2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- 3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- 4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- 5) 2 以上の企画提案をした場合、または他者の代理をした場合。

6. プロポーザル実施要領の入手方法

猿払村ホームページからダウンロードすること。

7. 参加申込

申込方法は下記のとおりとし、参加資格要件を満たす事業者について、提案書等を受付ける。

- 1) 提出書類
 - ①参加申込書（第 1 号様式）
 - ②会社概要書（第 2 号様式）
 - ③業務実績書（第 3 号様式）
 - ④納税証明書（法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明：写し可）
※プロポーザル公表の日から半年以内に発行されたもの。
- 2) 提出方法
郵送による提出

3) 提出先

〒098-6232

北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町 172 番地 1

猿払村企画政策課企画係

4) 提出期限

平成 31 年 4 月 24 日 (水) 午後 5 時 15 分必着

5) 参加資格の有無の通知

参加資格については、有無に関わらず参加申込事業者に通知する。

8. 企画提案書等の内容及び作成・提出方法

1) 提出物 (全て A 4 サイズに統一すること)

①企画提案書 (表紙: 第 4 号様式、その他の頁: 任意様式)

次の事項を記載:

企画方針、実施体制、日程、行程、募集・応募方法、仕様書にない独自の提案

②業務スケジュール表 (任意様式)

③見積書 (任意様式)

2) 提出方法

① 1) 提出物①～③の順で綴じるものとする。

②提出部数は 10 部とする。

③郵送による提出

3) 提出先

〒098-6232 北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町 172 番地 1

猿払村企画政策課企画係

4) 提出期限

平成 31 年 5 月 15 日 (水) 午後 5 時 15 分必着

9. 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質疑がある場合は、任意様式にて作成し、期日までにメールで提出すること。

1) 質問票の受付期間

平成 31 年 4 月 26 日 (金) ~ 平成 31 年 5 月 8 日 (水) 午後 5 時 15 分

2) 提出方法

電子メールにて件名は「質疑書 (移住体験ツアー業務委託)」とし、下記アドレスに送信することとする。

E-Mail postmaster@vill.sarufutsu.hokkaido.jp

3) 質問への回答

提出期間終了後速やかに回答する。なお、回答は参加資格を有する事業者全てに知らせる。

10. 審査

1) 審査体制

審査は、「平成 31 年度最北の村さるふつ移住体験ツアー業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）にて行う。

2) 審査方法

委員会は、応募事業者から提出された提案書等を別表「審査基準表」の審査項目に基づき評価を行うものとする。

11. 審査結果の通知

審査の結果は、審査を受けた事業者すべてに対し、プロポーザル審査結果通知書（第 5 号様式）により通知する。

12. 契約締結

受託予定事業者と詳細な事業内容を協議し、仕様書等の調整を行ったうえで見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

13. その他

- ①このプロポーザルに要する経費は提案事業者の負担とする。
- ②提出された書類は返却しないものとする。
- ③審査の過程や、評価等については公表しない。
- ④本業務受託予定事業者決定後、仕様書等の調整を行い、最終的な契約内容を確定する。

14. 連絡先

猿払村企画政策課企画係

〒098-6232 北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町 172 番地 1

電話 01635-2-3132 ファックス 01635-2-3812

メール postmaster@vill.sarufutsu.hokkaido.jp